

財務公表会計における U.S. 制定法責任の論理

早 川 巖

Logic of U.S. statutes Liability on Financial Public Accounting

Iwao HAYAKAWA

Under the Federal Securities Laws of 1933 and 1934, public accountants may be subject to civil or criminal liability. Civil liability to third parties experiencing losses differs markedly as between the Acts of 1933 and 1934. The provisions of the 1933 Act are quite broad exceeding those under Common Law in several important ways. Accountants may be found liable if certified financial statements required by the Act are false or omit material facts. With relation to this Accountants' liability discuss in following.

1. 問題の所在

有価証券規整の分野における制定法は、合衆国に於ては比較的新しく、最初の連邦証券法の制定によって1933年より実施されている。Blue Sky Law と呼ばれる州内の有価証券販売を規整している多くの州法は、この1933年より以前に存在していたけれども、1929年の株式市価の下落によって、州際証券取引における連邦の保護に対する主要な議論をもたらし、各種の連邦規整思考が考慮されたが、初期のイギリス会社法を模倣した全部開示方法が選択されたのである。連邦政府による有価証券の完全な保証又はその承認が認められず、現行刑法の完全な実施は不適当であると考えられ、連邦証券規整に対する全部開示方法により連邦制定法が成立し、それらの制定法の運用に対する新執行機関の責任が生じたのである。連邦証券法を運用する為に1934年に創設された新連邦機関は、証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)と呼ばれ、この証券取引委員会の第1事業は、投資家が有価証券に関する意思決定をする場合に使用するすべての関連情報の開示を保証することである。SECは、交互に組まれた夫々5年の期間、大統領によって任命され、上院によって承認された5名の委員から構成され、これらの委員は、明確な部分のSEC責任を遂行するように計画された数種の部門からなる機関を指揮するものである^(註1)。この調査研究のために、これらの部門の最も重要なものは、その1つは、その管轄権に基づき、各種の会社によってSECに提出された財務諸表を調査する業務にたずさわる会社財務部門であり、その2は、

委員会の調査を助け誘導する諸規則の実施に関連して発生する法律上の問題について委員会に助言する実施部門であり、又その3は、SECに提出される財務諸表の様式と内容に関する会計規則及び指導方針の草案を作成し、これらの財務諸表に適用される会計手続を管理し、一般に会計問題について委員会に助言するChief Accountant部門である。「Accounting Series Releases」と呼ばれる委員会の公務上の伝達物は、その頭初より多数出版され、これらの伝達物の主要な事項は、SECによる公務上の準裁判行為の判定の為に必要とされる会計手続を連ねたものである。SECは、次の①1933年の有価証券法、②1934年の証券取引法、③1935年の公益事業持株会社法、④1939年の信託歯型捺印証書法、⑤1940年の投資会社法、⑥1940年の投資勧告者法等の制定法を運用する責任を負わされている。これらの制定法については、1933年の有価証券法と1934年の証券取引法のみが、その会計士責任の主たる領域であり、これらのものには、連邦制定法による投資家保護について多くの規定がなされており、本稿では、これらの制定法に基づく会計士責任の評価に関するものを論及しようと思う。

2. 1933年法に基づく会計士責任^(註2)

1933年法は、本質的には、大衆に対して発生する新証券論争に関する財務公開の為に制定法である。1933年法は証券論争以前に、会社の主要事業、会社の取締役、その他役員及び会社の資本構成、証券に関する株式引受書の明細、及び過去3年間の監査済財務諸表を含む一定の

情報の SEC への提出を必要とし、それと同時にこの登録財務諸表と呼ばれるこの情報を採用することになったのである。この法律の規定は、独立会計士の提出した登録書類に示されている財務諸表の証明を会計士に強く要求しており、1933年法の第11条は、その1部分に於て、次のように規定している⁽⁴³⁾。即ち、

「(a) 登録書類の1部に、重要な事実の不実記載を内容とする部分が、又はその書類に記載すべき必要のある重要な事実を記載しない部分が、若しくは、その書類に誤解を招かざるように記載すべき必要のあるその書類の部分が効力を発生した場合に、その有価証券を取得している如何なる者も、(その取得時に、その者がかかる不実又は不作為の認識を立証しなければ)、制定法及びコモンロー若しくは衡平法のいずれかにより、如何なる当該管轄裁判所においても、次の者に対し訴を提起し得る。

(1) 登録書類に署名したすべての者。

(4) すべての会計士、技術者又は鑑定人、若しくはその職業が、自己の作成書類に権威を与えられるものであって登録書類を作成し又は証明しているものとして同意し、署名した者、若しくは、自己の作成又は証明を意味する登録書類、報告書、又は鑑定書の記載について登録書類に関連して用いられる報告書、又は鑑定書を作成し、又は証明しているものとして同意し、署名した者。」

会計士その他の者に有効な立証可能な防御についていえば、会計士その他の者は、1933年法第11条(b)に基づき、その責任を免除される：

「(b) 本条前項(a)の規定にも拘らず、証券発行者以外の如何なるものも、拳証責任を認められる者が、次の事項を立証すれば、その責任を免除される。

(1) 登録書類の責任該当部分の効力発生日以前に、(A) 履行し又は履行すべき契約があると登録書類に記載されている職業上のあらゆる事項を履行すべき事を放棄し、又は履行すべき事を中止、拒否する為に法律によって認められた方法を採用した場合、それを立証すれば、証券発行者以外の如何なる者もその責任を免除される。(B) かかる行動をとった旨、及び登録書類のかかる部分に責任をもたない旨を、文書で、委員会及び証券発行者に勧告した場合、それを立証すれば、証券発行者以外の如何なる者も、その責任を免除される。

(2) 登録書類の一部がその事実を知らずして効力を発生すればその事実を知った時には、直ちに、法第11条(b)項①号に従って、SECに勧告し、更に、登録書類の一部がその事実を知らずして効力を発生した事を合理的に一般大衆に知らせた場合、それを立証すれば、証券発行者以外の如何なる者もその責任を免除される。

(3) (A)① 1 専門家の権威にもとづいて作成されている

事を意味しない登録書類の部分については、又②専門家の報告又は評価のコピー又は抜粋である事を意味しない登録書類の部分については、又③公式の公表文書又は報告書という権威にもとづいて作成されたものである事を意味しない登録書類の部分については、その者が妥当な調査をした後、登録書類の部分が効力を発生した場合に、その登録書類は真実なものであり、その書類に表示する必要のある重要な事実を表示し、若しくは、誤解を招かないような書類を作成すべき必要のある重要な事実を表示しているものであると信頼される妥当な根拠があった場合に、それを立証すれば、証券発行者以外の如何なる者も、その責任を免除される。

又、(B)① 専門家としての権威にもとづいて作成されている事を意味する登録書類の部分については、又、② 専門家としてのその者自身の報告又は評価のコピー、又は抜粋である事を意味する登録書類の部分については、(1) その者が妥当な調査をした後、登録書類の部分が効力を発生した場合に、その登録書類は真実なものであり、その書類に表示すべき必要のある重要な事実を表示しており、又は誤解を招かないような書類を作成する必要がある重要な事実を表示しているものと信頼される妥当な根拠があった場合、それを証明しておけば、証券発行者以外の如何なる者も、その責任を免除され、又、(2) 登録書類のかかる部分が専門家としての書類を適正に表示しておらず、又は、専門家としての報告又は評価の適正なコピー又は抜粋ではなかった場合、それを証明しておけば、証券発行者以外の如何なる者もその責任を免除される。

又、(C) その者自身以外の専門家の権威にもとづいて作成された事を意味する登録書類の部分について、又はその者自身以外の専門家の報告又は評価の複写又は抜粋である事を意味する登録書類の部分について、登録書類のかかる部分が効力を発生した場合に、その登録書類が不実のものであり、又はその書類に表示すべき必要のある重要な事実を表示しておらず、又は、誤解を招かない書類を作成する必要がある重要な事実を表示していないと思われる妥当な根拠がその者にはなかった場合、それを証明しておけば、証券発行者以外の如何なる者も責任を免除され、又、登録書類のかかる部分が専門家としての書類を適正に表示しておらず、又、専門家の報告又は評価の適正なコピー又は抜粋ではなかったものと思われる妥当な根拠がその者にはなかった場合、それを証明しておけば、証券発行者以外の如何なる者も責任を免除される⁽⁴⁴⁾。」

1933年法にもとづき、Public Accountants その他の者に許された制定法上の防御については、前述の(B)(1)の部分で述べた防御、及び通常、「相当の注意、防御」として

知られている防御のみが、第11条の責任に対する一般化された防御に相当する。1933年法にもとづく責任の議論の中で、この防御の規定が最大の配慮をしたものである。この制定法は、その管轄権にもとづき、これらの問題に対する会計士の法的責任に重要な影響を与えるものであり、夫々の官庁当局は、この法律にもとづき、会計士その他の専門家の地位を深く調査したが、これらの調査は、この法律に基づく重要な事件の判決が出される前に行われたので、これらの調査の多くは、いささか推測によるものである⁽⁶⁵⁾。多くの司法上の判決に先だって1933年法に基づく会計士責任は、次の事項における Common Law 責任の設定とは異なるものと思われる。

1. 登録書類によって影響をうけた第3者有価証券購入者は、その書類に関連した如何なる者にも訴を提起できる。

2. この法律にもとづく原告には、登録書類において専門家の地位にある会計士の側における過失又は詐欺を立証する責任がない。

3. 証明済財務諸表が虚偽であり、又は重要な事実を表示していなければ、会計士は、その証明に相当の注意を払って、過失又は詐欺のない事を立証する責任を負わなければならない。

4. 原告は、自己の投資決定につき、その財務諸表を信頼していた事を立証する必要はないが、会計士には、虚偽又は誤謬による財務諸表が原告の損害の直接の原因ではなく、又、その損害が他の原因により発生したものである事の立証責任を負わなければならない。

5. 会計士業務の責任は、数か月後の登録書類が効力を発生する日の証明済財務諸表日以降に拡張される。

6. 出訴期限法は、虚偽又は不作為による財務諸表を現実に発見した後1年を超えて、又は投資家が相当の注意 (reasonable diligence) を払って発見した後、1年を超えて提起された如何なる訴訟も、1933年法による阻却事由の条件としている。如何なる場合にも、大衆に対する有価証券交付日より、3年後には、如何なる訴訟も提起できない。

2.1 Escott. v. Bar Chris 製造会社事件 (1968年)

この事件は、裁判所による日付を決定された最初の、1933年法11条適用事例であり、しばしば引用されるものであるが、①1933年法に関する事例が極めて少なく、②専門職業の会計基準及び監査基準とその適用がその事件の重要な要因であり、③重要な問題が裁判上処理されており、又④「適正な注意」(due diligence) による防御が会計士を含むすべての被告によって主張されている為に、連邦有価証券法に基づく会計士責任を取扱っている最も重要な事件の1つであると一般に考えられている。

この事件における原告は、主としてボーリング用はじき玉の製造に従事する Bar Chris 製造会社の転換社債の、約60名からなる夫々の購入者であり、被告は、社債の公表がなされた事に対して登録書類に署名したすべての者、社債発行引受業者のすべての者、及び会社の監査人、Peat, Marwick, Mitchell 及びその関係者を含んでいる。1946年に2名からなる1組合として発足したけれども、その企業は、自動控込機の製造販売の結果として急速に成長し、1955年には会社組織になり、急速成長の為に、又、その資金繰り方法の為に、Bar Chris は一定の運転資本を必要とし、1959年と更に1961年には株式の大巾な公募が行なわれ、増資がなされたのであるが、なおそれ以上の現金を必要とする為に、1961年には転換社債の公募を行なったのである。この事件の問題点は、事件の基礎となる一般民衆に対する有価証券の最終発行の為に登録書類の問題であったのであり、この登録書類は、1961年5月16日に効力を発生し、1962年の暮には、Bar Chris は破産におい込まれ、1962年11月1日支払期日になって利害関係者への支払を履行せず、1962年の暮に訴訟が提起されたのである。

この事件は、原告と被告の数が多いために極端に複雑化したが、本質的には、登録書類が虚偽の財務諸表を内容としているか、又は誤解を招く不作為行為を内容としているかどうかに基づいて置いたのであり、万一、それらの虚偽表示又は誤解を招く不作為が重要なものであれば、被告の調査活動には適正な注意が払われていたかが問題となったのである。訴訟当事者の合意により陪審は置かれなかったが、その統轄する裁判官は、会社の営業活動性から見て、各種の財務公開の失敗に対する剰余金及び流動資産の過大表示にかかる、少なくとも、10個所以上の重要な虚偽表示又は不作為行為を発見したのであり⁽⁶⁶⁾、重要性を決定する場合に裁判所は、SEC の規則に論及し、次のように述べている。即ち、「重要性という語は、問題に関する情報収集の為に必要条件を限定する為に用いられるものであるから、登録証券購入前に、通常の慎重な投資家が合理的に情報を知らされなければならない事項に対する必要な情報に限定するものである⁽⁶⁷⁾。しかし、正に、如何なる事実が、「通常の慎重な投資家」に知らされなければならないかが問題となり、1933年法にもとづく初期の訴訟及び法に関する各種の再検討にもとづく初期の訴訟に関連した裁判所は、重要な事実を定義し、その重要な事実とは、「万一、それが適正に表示され、開示されていれば、通常の慎重な投資家に問題の有価証券の購入を差控えさせ、又は思い止まらせたであろう事実」であると定義したのである。これらの先例にもとづき、Escott. v. Bar Chris Construction

Corp.事件の裁判所は、次の如く結論した。

即ち、「通常の慎重な投資家は、自己に利害関係のない問題に関する重要でない不正確なもの、又は軽微な誤謬については無関心であり、自己に証券購入を差控えさせようとする事実とは、その発行会社の事業の性質、或はその状況に重要な関係を持つ事実である。この分析によって判断すれば、この内容説明書における誤謬表示及び不作為行為の多くが、重要なものであることは疑いない。これは、1961年5月16日における事件表示に関するすべての真実であり、例えば、最初の4半期における売上及び総利益の過大表示、4月30日のものに関する偶発債務の過小表示、受注の過大表示及び業務担当者の貸付金、得意先の売掛金の滞納、回収金の活用、及び予期されている裏路の活用に就いての真正事実の不開示である。将来の社債購入者が、これらの事実の開示を忠告しているならば、その財務公開が如何に影響するかが問題となり、成長しようとしている投資家についても、会社の財政状態を開示する場合における誤謬が、重要なものとなる、幾つかの点があるはずである。あらゆる証拠について、それらの財政状態の誤謬が1933年法第11条の意味における重要なものである事を、我々（裁判官）は発見したのである⁽¹⁸⁾。」

この事件の最も重要な側面は、専門家による成功裡な主張である「相当な注意による防御」とその必要性によってこの事件が処理されているのであり、この相当の注意による防御とその必要性が、被告会計士に関する裁判所の防御論議及びそこから引き出される結論である。相当な注意による防御は、いくつかの問題において是認されたけれども、監査人がすべての問題について相当の注意による防御を認める事が出来なかったという裁判所の判定は、本質的には、会計基準及び監査基準を適用する場合における監査人の注意義務に基礎をおくものであり、又、少なくとも、ある事件において職業団体の基準が漠然とした不明瞭なものである場合には、監査人の行動に基礎をおくものである。「会計士は、その職業団体において承認されたもの以上の高い基準に束縛される筈がなく、この事件でも私（裁判官）はそうすべきではない」というように裁判所は判定したのである。然し乍ら、AICPAは、Sale-and-Lease back取引を許される場合に関連する会計原則を設定し、その取引明細の完全な財務公開を要求したけれども、Sale-and-Lease back取引が売却として取扱われるべきでないという判断を裁判官が行なったのであるが、本質的には、Peat, Marwick, Mitchell & Co.事件では、「登録書類のかかる部分が効力を発生した場合に、その財務諸表が誤解を招かないと信ずる合理的根拠が妥当な調査をした後に得られたもので

ある」とは確定できなかったという判断を、裁判所が行なったのである。1961年の事件が、最も誤解を招くものと判断されるのであるから、財務諸表を監査して後(1960年12月)、登録書類の効力発生日(1961年5月16日)までの期間に当然払うべき注意を払わなければならなかったのであり、この期間に、監査人は、欠けているものを見つけ出すのが、S-1監査方法であった。このような監査方法に対するPeat, Marwick事件の調査方法は、一般に認められた監査基準の検査を行ない、その業務について、監査人によるこの基準の適用に過失のあった事を、裁判所は認め、登録書類における監査日付以降の会計士責任に関する「当然払うべき注意」(due diligence)概念を構成するに当たり、McLean判事は、次のように法を説明している。即ち、「登録書類に関してなされたS-1の監査方法に関する）証明された貸借対照表日に伴って起る事項の調査目的は、貸借対照表の誤謬数値を無くす為に開示されるべき会社の財務状態に重要な変化が起きるかどうかを突き止める事にある。かかる調査の範囲は、一般に認められた監査基準に限定されるが、それは完全監査に等しいものではない。Bar Chrisの財政状態に於ては、不正に対する重要な変化があったのであり、その変化は極めて重要なものであるが、その変化を開示しなかったのは、1960年の数値の誤謬によるものだからであり、Berardiはそれを開示せず、その結果に関する限り、彼のS-1の監査方法が採用されていなかったのである。このことは、彼が完全監査を為したものとは言えず、その部分における更にそれ以上の調査を必要とする為に調べなければならない重要な問題について、十分危険な前兆があったのである。一般に認められた会計基準は、これらの状況に基づく更にそれ以上の調査を要求しており、ただ単に、この問題に答える為だけでは必ずしも満足なものではないのである。」

監査人への「嘆願書」が提出され、被告の多数の反対請求が残されていたけれども、原告の為に、裁判官は、すべての被告の主張を否認したのであるが、上訴又は反対請求についての決定もなく、この事件は確定したのであり、この事件は、驚くべき新法律理論を生み出したものでもなく、又1933年法の明瞭な意味を超越した責任の拡大をもたらしたものでもなかったのである。この重要な制定法は、適用される各種の一般に認められた選択的会計諸原則に、確実な、司法上決定できる優先権を与えたものであり、裁判所が会計指針及び監査指針を決定できるものではないというのである。

3. 1934年法に基づく会計士責任⁽¹⁹⁾

1934年の有価証券取引法は、その継続的登録、公表有

価証券取引の規整、公的に取引された有価証券及び時折行なわれる有価証券取引に関するものであり、登録会社により証券取引委員会へ提出される証明済財務諸表を含む年次報告書を必要とする。この法律の第2章は、この法律に基づいて提出される財務諸表を証明する場合における Public Accountants の責任に対する基礎を規定したものである。その第18条は一部分に於て、次のように規定する。

(a). 本法及び本法に基づく規則によって提出される申請書、報告書、又はその他の書類の中で、虚偽又は誤解を招く行為を為した時点とその状況の下で、重要な事実に関して、虚偽又は誤解を招く表示を行なった者、又はその表示をさせた者は、(かかる表示が、虚偽又は誤解を招くものとは知らずに)、かかる表示を信頼し、その信頼によって生じた損害に対して、かかる表示によって影響を受けた価格で有価証券を購入又は売却した者に対する責任を負わなければならない。但し、訴えられた者が、善意で行動し、かかる表示が虚偽又は誤解を招くことを知らなかった場合を除く。かかる責任を負わせようとする者は、成文法又は衡平法にもとづき、当該管轄裁判所に提訴できる。かかる訴訟において裁判所は、その自由裁量で、その敗訴した者に、一方の訴訟当事者に対する正当な弁護士の報酬を含む訴訟費用の支払を請求でき、又、妥当な費用の算定をすることができる^(#10)。

幾つかの重要な確定事件に先だって、1934年法の第18条に基づく責任は、次の事項において、1933年法の類似の規定とは異なるものと思われる。

1. 監査人の監査業務及び証明に対する監査人の責任は、その後の「効力発生日」より監査完成日まで拡大されるが、これは、現実の書類提出がその後、若干の間を経過しても真実であると思われるからである。勿論、1934年法は、その書類提出以前を除いて、その監査に基づく現実に知られている事項、及び提出された報告書に重大な影響を与える事項の開示を会計士に要求する。

2. 原告には、証明された財務諸表を信頼していた事を立証する責任があり、又、それを信頼していた事から生じた損害額を決定する事ができる。

3. 原告は、会計士側の過失又は詐欺を立証する必要はないけれども、1934年法は、会計士その他の者に、証明済財務諸表の虚偽又は誤謬のあることを認識しておらず、誠意をもって表示したものであるという防御規定をおいている。

この1934年法の規定は、次の2つの重要な点について、1933年法と同様である。

1. 両法律にもとづく救済策は、両法律の裁判管轄権にもとづく有価証券売買の購入者にも適用され、その

他の一般債権者の請求を認めないし、又州内の有価証券売買は、いずれか1つの制定法だけでは擁護されないのである。

2. 訴提起可能事実の発見後、1年以内、及びかかる事実の発生後3年以内に訴を提起すべき事を規定したこの制定法の制限規定は、両制定法ともに同じ規定がなされている。

1934年法にもとづく責任は、1933年法よりも実質的には、Common Law における責任に接近している事は明白であり、これは、いずれか1つの制定法にもとづく重要な確定事件よりも重要な事実であった。我々は、次に掲げる事件に於て、連邦証券法に基づき拡大された訴訟活動として、1934年法の規定が、会計士その他の者の法的責任に対する主要な基礎として出現したものと見なければならぬ。1934年法10条(b)及び規則10条(b)-5として知られるこの規定は、1934年法の最も「有意義な責任」に対する基礎となったのであり、法10条(b)は次のように規定する。

証券取引所に登録された証券であると否とを問わず、州際通商又は郵便若しくは国内証券取引所を通じて、直接又は間接に、(b). 国内取引所に登録されている証券又はそこに登録されていない証券の購入又は売却に際し、その証券取引委員会が一般投資家の利益の為に、又は投資家保護の為に、必要且つ適切であると認め得る法規に違反した粉飾計画又は詐欺的策略を採用したり、又は使用する如何なる者も違法とされなければならない^(#11)。

更に、1942年に S.E.C. の公表した法規則10条(b)-5は、次のことを明らかにしている。

州際通商又は郵便若しくは国内証券取引所を通じて、直接又は間接に、(a). 編取する計画、陰謀、策略を用いた者、(b). 重要な事実の不実記載をした者、又は表示すべき情況に照して誤解を招かないようにする為に必要とされる重要な事実を表示しない者、又は(c). 証券の購入又は売却に際し、人を欺罔する企業の行為、実行、又は活動に従事する者の如何なる者も違法とされなければならない。

一般に、法10条(b)及び法規則10条(b)-5の責任は、(1)内部の者、(2)株式仲買引受業者、(3)1934年法によって認められた証券発行会社、及び(4)これらの3者を教唆し、補助する者、又はその共同謀議をした者に帰属すべきものと認識されており、会計士の証明する財務諸表は、明らかにその職業団体内では関与できないので、1934年法の条文は、監査人の「重大な責任」の基礎を規定したものである。制定法から生ずる重要な問題は、法10条(b)及び規則10条(b)-5に基づく訴訟が、被告会計士側にとっては、何ら利益もなく、又何ら利益を得るための機

会もなく認められ得るか否かにあり、又「教唆者、助者」を発見する為に必要な誤った行為をしたことについての基準を認め得るか否かにあったのである。この条文に基づく責任は、潜在的には、第18条に基づく責任よりと更に広いものであるので、1934年法に基づいて確定された多くの重要な事件が、その訴因として、この条文を適用する傾向にあったのである。これらの重要な事件は、上に引用した法第10条(b)及び規則10条(b)―5の不確定部分における裁判所の立場を明瞭にしようとしたものである。

3.1 Fisher v. Kletz 事件 (1967年)

原告は、Peat, Marwick, Mitchell & Co.事件の起きた年に、Yale Express の取締役その他の役員、Yale 証券に対する株式引受業者、及びその企業の監査人に対して、訴訟を提起した Yale Express Systems の株式及び社債の所持人であった。資産が極めて過大表示されており、報告されたおよそ3百万ドルの利益は、実際にはおよそ5百万ドルの損失であるという、1963年～1964年に作成された財務諸表における各種の誤謬と重大な不作為行為から、その損害が生じたものと、原告は、主たる被告会計士に対して主張したのである。3組の財務諸表が訴訟に提出されたけれども、1963年12月31日現在の1組のものだけが、Peat, Marwick によって実際には監査されており、他の財務諸表は、1963年の中間決算報告書に示された財務諸表については、未監査であり、又1964年の中間決算の財務諸表も未監査であったのである。原告は、詐欺に関する Common Law 理論の外に、法18条及び法規則10条(b)―5に注釈のある法10条(b)による告訴に基礎をおいている。(1). この事件は、監査報告時点に於て存在する、監査人の知らない事実のその事件後の発表及び、それらの財務公開を取扱っており、(2). 監査済財務諸表のほかに、未監査財務諸表に対する法10条(b)及び法規則10条(b)―5に基づく監査人の責任が取扱われており、又(3). 監査人が Yale Express に対する「特別調査」をしている経営コンサルタントとして行動していながら、現実には、その事件後に発表が行なわれたのであるから、この事件は、職業団体に対しては、極めて重要なものであったのである。

1963年の監査済財務諸表における数値は、実質的には、虚偽及び誤謬であったという事を、立証した確実な情報の、1964年における監査人の発表に、本質的には、この事件は基礎を置いたものであり、この事件の争点については、この新しい発表が為された時点の問題であり、又、独立監査人から Yale Consultant にその地位を変えた場合の財務公開に対する監査人の責任の問題であったのである。被告は、その発表が SEC へ提出した後に行なわ

れたものであると主張したのに対して、原告は、その発表が一般大衆へ監査済財務諸表を公開する前に、しかもその財務諸表を SEC へ提出する前になされたものであると主張したのであるが、この新しい発表は、実際には、公然と開示されておらず、又、Peat, Marwick が1965年5月の経営調査の結果を公開するまでは、SEC へ財務公開されていなかったのである。

この事件から出て来る裁判所の決定だけについて見ると、第三者に対するその責任は、証明済財務諸表によるべきであり、これらの財務諸表は提出済であるという基礎にもとづいて、未監査財務諸表を取扱っている告訴のある部分を棄却する為に、Peat, Marwick による申立を、合衆国地方裁判所 (U. S. District Court) は否認したのである。然し乍ら、この判決は、会計士に対する数多くの重要な問題点の殆んど全部を取扱っており、この裁判所は、次のように述べている。「特別の調査を行なっている間に、監査済及び証明済財務諸表の誤りは発見されたというのである。一度、関連財務諸表を証明すれば、大衆投資家に対する如何なる義務も終結すると、P.M.M. は主張するが、勿論原告は反対を主張する。従って、ただ、概念的に監査し、証明する義務とは異なる相互関係のある義務があるか否かに関して、重大な疑問が生じる。……又、投資家が Yale の年間報告書における財務諸表の証明を信頼していた事を、P.M.M. が知っていたという状況の結果として、重大な疑問が発生したのである。」その事件後に得た知識の開示問題として、裁判所は次のように判断する。「表示をした者、及びその表示を不実記載又は誤謬表示しているという新しい情報を、その事件後に取得した者は、最初の表示に基づいてまだ行動している事を、彼 (監査人) が知っている如何なる者に対しても、その新しい情報を開示しなければならない。」この事件は、明らかに委員会に提出された監査済財務諸表の効力によって、法第18条に該当するものとされたけれども、法10条(b)及び法規則10条(b)―5にもとづく裁判を続行すべきか否かは、極めて不明瞭であったのであり、この前置きの意見の中で、裁判所は、次のように判断したのである。「証明行為は、事業取引においてなされた表現に対する影響と同様である。この (監査証明と事業取引による表現) の2つは、意思決定目的の為に、各人が自然に、正当に弁明できる型で信頼をよせている情報を供給するものである。被害者に開示しなかった事から生ずる衝撃と関連して考察すれば、この2つの点については、会計士と企業取引当事者との間の差異が認められると考えるのは困難である。」被告会計士は、1963年の監査済財務諸表に対しては、法18条にもとづく独立公認会計士として、又未監査業務 (中間決算の財務諸表) に対しては、法10

条(b)及び法規則10条(b)―5にもとづく「教唆者」及び「幫助者」として、潜在的に責任があるものと、裁判所は判断したのである。「厳格な分析によれば、P.M.M.は、その問題の期間中、Yaleに関するその業務を行なう為に、2つの帽子をかぶっていたという理由で、告訴によって攻撃されるという結論に導かれたのである。P.M.M.は、制定法による独立した Public Accountant として、財務諸表を監査し証明した。この証明に引きつづいて、P.M.M.は、特別調査を引受けたために、Yaleによって雇われた会計士の経営コンサルタント業務の役割に転換したのである。

この意味において、その P.M.M.は、その特別調査期間中、Public Accountant であったと見る事が出来る。」この事件に関する多くの主張は、Peat, Marwick, Mitchell & Co.事件としては、事実上確定されなかったのであるが、その他の点については、およそ100万ドルが裁判終結以前に、原告に対して支払われたのである。

3.2 Hochfelder v. Ernst & Ernst (1974年)^(註12)

(1). 会計士の詐欺検出に対する責任賦課, (2). かかる詐欺の未検出及び未開示に対する法10条(b)及び法規則10条(b)―5に基づく教唆者及び幫助者としての責任を会計士が負うこと, (3). 原告が監査人の意見を信頼したことによる重要な配慮が会計士によってなされなければならないこと, 1934年法における出訴期限法 (Statute of Limitations) の解釈及び先例の示す方法で決定された原告の寄与過失 (contributory negligence) 等を, この事例が取扱っている為に, この事件は, 極めて重要な最近の事例である。原告は, SEC に登録されているシカゴの株式仲買業者である First Securities Company の依頼者であった。25年の期間以上も大株主であり, その会社の社長であった Leston B. Nay は, 彼が高収益をもたらすだろうと見込んだ各種の「条件付捺印証書勘定」(escrow accounts) に於て, 投資することを依頼者に勧告した。実際には「escrow accounts」は存在せず, 1968年に Nay の振出した空手形によるこの escrow accounts の盗用によって, この First Securities Company は破産したのである。1946年以来, この会社の監査人である, Ernst & Ernst は, First Securities につき, 彼等の監査の特質を用いて実行した詐欺に対する教唆者及び幫助者としての責任, 及び彼等の詐欺未検出責任を負わされたのである。

会計士に対するこの事件の重要な関係は, Ernst & Ernst の為の合衆国地方裁判所 (U. S. District Court) による略式裁判について, 原告上訴による合衆国控訴審 (U. S. Court of Appeals) の決定の結果から生じたものである。1972年末に, 監査人による不正行為は管轄地

方裁判所へ提出された事実だけでは決定出来ないという理由で, その地方裁判所は, その事件を棄却するという被告に有利な判決を言渡し, 更に, 監査人が原告へ送付した虚偽の, 又は不適正な処理をした確定書類については, 出訴期間限法及び原告自身の寄与過失によって, 原告の訴訟は否認されるという判断を, その地方裁判所が行なったのである。下級審の判決を留保した控訴審は, 要するに, 陪審の決定が適切なものであるとする重要な事実について, 原告が論争を引き起したものであり, この事件は, 略式裁判に基づく議論において決定すべきものであるとの判定を下したのである。この控訴審の決定は, 各分野において会計士に対して, 重大な影響を与えており, 会計士が損害を受けた原告に対する調査義務を負うのであれば, 詐欺の未検出, 又は未開示の結果として, 詐欺の意識的認識なしに, 詐欺に対する教唆者及び幫助者として, 法10条(b)及び法規則10条(b)―5に基づく責任を負わされる, という判断を, その裁判所が行なったのである。専ら, その業務不履行により教唆及び幫助をしたという主張は, 「教唆及び幫助による責任を負わされている当事者には, 調査義務の認識があり, 調査義務違反があり, 詐欺の認識がある筈であるという事を立証する事によって, 又, 当事者が不適正な動因によって行動を誤ったという認識があり, 開示義務違反により行動を誤ったという認識がある事を立証することによって」規則10条(b)―5に基づき, これを認めることができるとの判断を, この裁判所が行なったのである。更に, 1934年法は, そのような調査義務が Common Law においては認定されなくても, 会計士に対して, 「制定法による調査義務」を強要しており^(註13), 又そのような調査義務を賦課するのが妥当であれば, 陪審はこれを決定すべきであるというのが, 是認されている所である。

一般に, 1934年法にもとづいて, 被告側の不正行為, 又は調査義務違反と, 原告の主張する損害又は賠償額との間の相当因果関係は立証されなければならないので, 原告は, 実質的には, 虚偽又は誤謬である監査済財務諸表を信頼していた事を立証することにより, この因果関係を示そうとする。然し乍らここでは, 原告は, 財務諸表を信頼していれば, その原因を示す必要はないと主張し, 又監査人による撤回, SEC による黙認行為が行なわれたかかる財務公開の事実らしい結果と共に, 監査人の側における詐欺の未検出及び未開示によって, 十分に監査人の不作為行為と原告の損害との間の因果関係を確定することができる, 原告は主張したのであるが, 控訴審は, 詐欺が検出されるべきか否かの決定を, 陪審が出すべきであると主張し, 又万一, 偶然起きたものが検出され, 開示されるべき詐欺であれば, そこに含まれる損

害を示すべきか、軽視すべきかの決定を陪審が出すべきであると主張し、更に、次のように続けている。「Ernst & Ernst は、原告が裁判に於て因果関係を立証出来ないだろうと争い、原告の因果関係論は完全な推測に止まるものと議論された。我々（裁判官）の前に提出されている限られた証拠状況に於て、又その証拠の重要な立証価値の範囲内に於て処理することなく、Ernst & Ernst による妥当な調査が、それだけでは、Nay の詐欺の隠蔽・検出を読みとることが出来ないものと推理し、判定した事に対して、全く妥当なものでないとは思えないのである。その上、内部会計統制における重要な不完全なもの Ernst & Ernst による妥当な開示をする為には、SEC による行動を急がせたかどうか、又 Nay の詐欺の隠蔽・検出を読みとる自律規制組織による行動を急がせたかどうか、の問題に関して、我々（裁判官）は、この問題は、当然裁判に於て十分証拠に基づいた展開をする問題であり、又略式裁判に対する申立において自由に処理できない問題であるという見方をしようとするのである。」出訴期限法 (Statute of Limitations) の問題について控訴審は、訴提起期限が過ぎたとする地方裁判所の認定を破棄した。Ernst & Ernst は、その後1967年12月に First Securities を監査しており、3年の制限を2カ月超えて、1971年2月にこの訴訟が提起されたのである。故意の隠蔽は必要としなかったが、被告の過失がその詐欺を隠蔽する助けとなれば、その詐欺を原告が開示し、又は開示すべき時まで3年の制限は起算されるべきでないものと、高等裁判所 (The Higher Court) は判定したのである⁽¹⁴⁾。この詐欺を原告が認識しており、又は認識すべきである場合に、その出訴期限を決定すべきものは公判であると、控訴審は述べている。

最後に、各勘定を確認する場合に、原告自身に過失があれば、原告の財産回復を禁止するかどうかについては、法の問題ではなく、むしろその事実について公判陪審が決定すべき問題であると、控訴審は判断した。この事件は、事実については合衆国地方裁判所において審理する為に差戻されたが、その決定は最高裁判所 (Supreme Court) へ上告された。その後、1976年3月31日に最高裁判所は、Hochfelder. v. Ernst & Ernst 事件について合衆国控訴審の判決を破棄した。依頼者の詐欺を暴露することのできる監査型式を会計士が採らなかった型式に関する通常過失では、1934年の証券取引法の第10条(b)に基づく責任を、十分証拠だてることができないとの判決を、6対2で裁判所が決定したのである。法の問題として「十分意識した故意の詐欺」を立証する為には、会計士が詐欺に対する「教唆者」であり「幫助者」であったことを認定する必要があるという判決を、最高裁判所が下した

のである。たとえ監査には過失があったとしても、監査において詐欺の存在を暴露しなければ、1934年法に基づく責任を、十分証拠だてることにはならない、との判断を示したが、控訴審ではこのような過失に対する責任は、陪審によって決定されるべき事実問題であるとの判断をした。この重要な判決の分岐しているすべてのことは、いまだ明瞭ではないけれども、1934年法によって要求される、責任を排除する為の注意基準は下げられ、これまで、この法律の条項を拡大したその範囲も有意義に狭くされる事は確実である。

4. 会計士の刑事責任

潜在的な法律上の危険は、公表会計職業団体に警畏を感じさせるものではなく、又刑事責任という恐怖にさらされるものとして、その危険におびやかされるものでもない。会計士責任に関する過去の分類業績には、会計士を含む刑事責任事件を内容として入れているのは少なく、又分析も比較的にされていない程、この責任分野は関係が薄かったのである。

1933年及び1934年の証券法は、その他の各種の連邦制定法と同様に、会計士その他の者に対する刑事訴訟を支持すべき規定を常に内容として入れている。1933年法及び1934年法の各種の規定、連邦虚偽表示法及び連邦郵便詐欺法には、1,000ドル乃至10,000ドルの罰金及び1年乃至5年の懲役、禁錮、又はこれらを併科する規定がある。一般に会計士が認識して又は十分意識して虚偽又は誤謬表示をし、又は他人と共謀して虚偽又は誤謬表示をし、又は教唆し、幫助し、協議し、命令し、又は刑事上の責任がある為に他人にそうさせる事を、これらの制定法は必要としている。勿論、虚偽又は誤謬表示は、認められるべき刑事訴訟に対する制定法の管轄権に基づいて、又 SEC に提出された文書を含む管轄権及び合衆国郵便局又は郵便業務を用いた文書を含む管轄権に基づいてなされたものでなければならない。詐欺又は共謀の主張にもとづく刑事訴訟からの相対的保護が目的であり、この目標は、1970年の Continental Vending Case (米大陸連合植民地売却事件) における会計士責任について境界線の決定に端を発した。政府その他の者による巧妙な刑事告発及び不手際な告発によるこの事件を、次に検討しようと思う。

4.1 United States v. Simon 事件 (1970年)

Continental Vending Machine 社事件として知られるこの事件は、会計士の法的責任の評価における多数の陸標事件の1つである。合衆国における初期の時代には、連邦の主要な陪審が多数の公共会計企業の監査人に対して告発をしていた。この事件は、その会社の財務諸表が

監査され証明された直後の1963年に破産した Continental Vending Machine Corporation を巻きぞえにした事件である。論争点は、Continental 社の1/4の株式を所有している Harold Roth が、彼の個人的な株式市場活動に対して、Continental 社から実際的な金額を借用(盗用)するという複雑な計画のものであった。1957年中頃からの借用金額は、Roth が部分的に所有し完全に支配している関係会社、即ち Valley Commercial Corporation を通じて作られたのである。Continental 社は、Valley 社に金銭を貸付け、順次に、Continental 社の社長 Roth にその金銭を廻していたのである。Continental 社の1962年度における監査時点では、これらの Valley 社を通して Roth に支払われた借用金額の合計は、350万ドルであった。監査証明以前に、Lybrand, Ross Brothers と Montgomery の 3 名の監査人は、Continental 社の社長 Roth が関係子会社 Valley 社に返還できない為に、Continental 社の貸付金が Valley 社によって返還できない事を知っていたのである。監査人の承認を得て、Continental 社の社長 Roth は、貸付金を保証するのに十分な担保証券の差入に同意していたが、その担保証券は、実際には、Continental 社の社長 Roth の所有している Continental 社の証券であったのであり、要するに、Valley 社(Continental 社の社長 Roth)からの Continental 社の受取勘定は、その Roth 所有の差入証券によって保証されていたのである。これについても、その差入担保証券は、C 社株価下落の為、その必要額が不足したので、Continental 社は、Valley 社からの受取勘定に対して担保証券の価値を、受取勘定の価値以上にする為に、(Roth を含まない、完全に無関係な取引によって)(実際には Roth の) Valley 社に対する支払勘定にわなをかけたのである。この事件の論争点について、Continental 社の貸借対照表の一部分は、脚注に関するものを含み、以下のように再構成されたのである。

資 産

流動資産：

受取勘定：

Valley Commercial Corp.,関係

(注 2) \$ 2,143,335

未来受取勘定：

Valley Commercial Corp.,関係

(注 2) 1,400,000

負 債

流動負債：

1年以内の1部長期借入金 \$ 8,203,788

長期借入金(注 7)

Valley Commercial Corp.,関係

(注 2)

486,130

連結財務諸表に関する脚注

2. Valley Commercial 社からの受取額 (Harold Roth 氏が社長、取締役及び株主である関係会社) は、年12%の利子を受取る。Valley 社への支払手形残高を控除した額は、市場性ある有価証券の Valley 社への持分譲渡によって保証される。1963年2月15日(監査証明日)現在、これらの有価証券の時価は、正味受取勘定金額を超えている。

7. 利子は現在支払われ、又は前もって差引かかっているが、その1年以内に支払うべき利子の1部分を含む、長期借入金の額は、次の通りである。

Valley Commercial Corp.,関係 \$ 1,029,476

Continental 社の財務諸表は、ここに揚げたものを含み、1962年末に Lybrand によって証明され、その結果、上級パートナー、下級パートナー及び Lybrand 経営担当者は、「違法に、故意に及び認識して」虚偽及び誤謬の財務諸表を証明した事により、刑事上の詐欺を共謀して犯した事に対して、南部ニューヨーク地方裁判所(Southern District of New York)の合衆国検事によって告発され、その会計事務所は、共謀者と呼ばれる事になったのであり、多くの会計士が、1934年の証券取引法、連邦虚偽表示法、及び連邦郵便詐欺法にもとづき刑事上起訴されることになったのである。この事件は、Continental—Valley—Roth 貸付金に関する監査人による財務公開の妥当性、付随的状态及び財務諸表に有害な影響を与える経営者の誤った行為を開示する為の監査人の責任が中心となったのである。この点につき、New York 州上訴裁判所(Court of Appeals → New York 州最上級裁判所)は、次のように意見をのべている。「この被告事件では、被告人が認識しているものを含むとすれば、脚注 2. に示されているものと、合衆国政府の主張するものとを比較してみることが最も適当である。2. 年12%の利子を徴収する(Harold Roth 氏が社長であり、取締役であり、又株主である関係会社)Valley 商事会社からの受取額は、Valley 社が支払不能になった Roth 氏に、およそ同額の貸付をしていたので、1962年9月30日に回収不能になったのであり、同日より Roth 氏等は、Valley 社への支払義務弁済の為の担保として、又 Valley 社の Continental 社に対する支払義務(現在では \$ 3,900,000、これは Continental 社の Valley 社に対する債務と相殺できない額)の弁済の為の担保として、1963年2月15日現在、時価 \$ 2,978,000の有価証券を差入れている。この有価証券のおよそ80%は Continental 社の株式及び転換社債である。」

公判中、それぞれ異なる2当事者間の正味受取額及び

正味支払額は誤っているものとされていたけれども、監査人による防御は、一般に認められた会計原則及び監査基準を遵守したものであったのであり、第1審は不一致陪審で終わったが、第2審へ控訴され、会計士が有罪の宣告を受け処罰されたのである。1審・2審ともに、「専門家」による証人が、検事側及び被告人の両側で適用可能な一般に認められた会計原則及び監査基準に関する証言の為に喚問され、又 Lybrand 会計事務所の受取勘定の取扱が、それらの原則及び基準を遵守しているかどうかに関しても証言する為に喚問されたが、関連ある原則及び基準並びにそれらの遵守の問題についても、専門家は意見の一致を見なかったのである。陪審の担当としては、証言の不一致の為に、財務諸表が全体に誤解を招くものであれば、陪審がそれを決定するのが妥当であり、説得力のある結論でない限り、一般に認められた会計原則及び監査基準に従うべき事が裁判官によって主張されたのである。即ち、「検事側は、被告人がこのような原則から逸脱しており、検事及び被告人の双方が、かかる一般に認められた基準及び原則に関する専門家の意見の証言及びその他の証言を提案していると主張するのに対して、被告人は、このような一般に認められた監査基準及び会計原則又はそれらによる実務に従って卒直に誠実に行動していると主張する。勿論、この証言は、被告人が誠実に、又その意思で行動したということを確認するものではないし、又被告人の行為がかかる基準及び原則を遵守していたという事実は、必然的に、又は自動的に、完全な防御を形成するというものではない。このような証言及びその説得力に対して、検事及び被告人の評価した重要度及び信頼性は、その他の事についても、当事者の信頼する先例及び教訓によって見出される権威あるものに基づかなければならない。」

合衆国上訴裁判所 (U. S. Court of Appeals) の有罪判決については、「専門家」は、この事件における重要な役割を演じておらず、又裁判所の意見の中でも、この事件は、専門家の意見を入れずに決定されていることが明らかになったのである。有罪の判断についてもこの上訴裁判所 (Court of Appeals) は、その一部分で次のように述べている。即ち「問責したり、問責しなかったりすると誤謬を構成するものになると、被告人は主張する。会計士が殆んど完全な防御の証言をしない場合には、裁判官の判断が正しいものと我々 (裁判官) は考える。問責した批判的な調査は、証明した会計士が批判されると全く同じである。少なくとも会計士の証言が会計士の指摘した特定原則又は禁止基準に基づくものではなくて、監査人が正直な判断をすべき要請のみに基づくものであり、又財務諸表における如何なる事も正直に判断さ

れている、という結論だけに基づく場合でなければ、与えられた事実が全体に渡る適正な表示に対して重要であったか否かの会計士の評価を、陪審が容認する必要があるとは、我々 (裁判官) は考えていないのである。このような証拠は、高度に説得力のあるものではあるが、それだけでは結論づけることができず、従って、公判裁判官が適正に判断すべきものである。」

然し乍ら、上訴裁判所 (Court of Appeals) の意見は、防御としての一般に認められた会計原則及び監査基準を、完全に遵守しなくてもよいというのではなく、関連情報の意識的な未開示は、刑事上の詐欺とすることができる事を強調したものである。即ち、「重要な範囲まで、株主全体の利益の為に、その会社の事業を遂行しているのではなく、その会社の社長の私的利益の為に、その会社の営業活動が行なわれているものと、会計士が信ずる理由がある場合には、会計士が探知しているものを開示する義務が会計士にはないとはいえない。ただ単に、かかる貸付金が回収可能であると思われる場合でも、これら全体が法律問題としては重要でない裁判所が言う為には、その会社の上級役員による意識的詐欺を摘発する責任が独立会計士にはない、と言わなければならない事になるのである。会計士の知る限り、その会社の財産が内部者によって略奪されてはいないという意味を、少なくともその監査証明が示していなければ、即ち、疑いもなく、その転換が手際よく行なわれており、(又それに対する準備が十分になされておき)、回想を防ぐ効果的な手段が採られていれば、その監査証明は何ら意味がなく、その監査証明を信頼した大衆は、誘惑され、まどわされる事になるのである。」

最高裁判所 (Supreme Court) は、被告人の上告を棄却して、有罪の判決を確認したので、およそ百万ドルの Roth に対する民事訴訟が Lybrand によって提起されたのである。(1). 伝達者としての監査人及び妥当な財務公開を選定するものとしての監査人のこの分野に於て、(2). 防御としての一般に認められた会計原則及び監査基準を遵守するこの分野に於て、刑事訴訟に対するこの事件の意味するものは、次の上告棄却の引用文によって要約できる。即ち「貴殿 (Accountants) が財政状態を証明する場合に、貴殿自身に問わなければならない場合の配慮は、貴殿 (Accountants) の証明した財務諸表がおそらく貴殿の報告している真実の財政状態を伝達しているかどうかであり、貴殿が一般に認められた会計原則に基づいてその財務諸表を作成することができるかどうかではなく、当裁判官の判断するところでは、その財務諸表が実際には、唯一の一般に認められた会計原則に基づいて作成されている為に、事実上、誤解を招いているかどう

かである。」会計職業団体に対して、もっと心の動揺をさせたのは、確かに、財務会計問題における連邦裁判官のうちで、最も知識のある裁判官 Henry J. Friendly が前述のことを確認した言葉であった。「要するに、会計士に対する第 1 の法は、一般に認められた会計原則を遵守するだけでなく、むしろ十分に適正な財務公開をすることであり、適正な表示をする事である。もしも、それらの会計原則がこの財務公開の商標とはならなければ、会計士はそれらの会計原則の背後に隠れることはできず、それを超越して行かなければならず、どんな付加的財務公開も、十分な財務公開をする為に必要であれば、それをしなければならぬのである。要するに、『現在適正に行なわれている』という事は、『一般に認められた会計原則』とは異なる概念であり、『一般に認められた会計原則』は、必然的には、『現在適正に行なわれている』という事から生ずるものではないのである。」

最後に、これらの問題に関する職業団体の見解は、最高裁判所 (Supreme Court) への上告に対して、被告人の支持する AICPA の Continental Vending 社事件における申立書に明瞭に示されている。裁判所の前提事項、その理由、結論と、AICPA のそれとは、一致しない事が明瞭である。アメリカ公認会計士協会の見解は、一般に認められた会計原則及び監査基準に焦点を合わせたものであり、裁判所の強要する財務公開概念ではなく、それらの原則及び基準を遵守したものである。即ち、「この最高裁判所は、連邦法にもとづく職業専門家の行為に対する刑事責任基準は、巾広く重要なものであるという見方を認めており、又上訴裁判所によって承認された責任の目新しい判断基準は確立された原則に反対であり、適正ではなく健全ではないという見方を認めている。……関係のある不実記載よりも、財務未公開が指摘された為に、陪審は、必然的にその貸借対照表が Continental 社の財政状態を適正に表示しているか否かを決定すべき必要があったのである。審理裁判所は、これは『批判的な判断基準』である為に、陪審に責任を負わせ、上訴裁判所は『問責による批判的な判断基準は、証明した会計士が批判されると同じ結果になる事』を認めている。然し乍ら、上訴裁判所は、論争点における、更に基本的な問題に対して、即ち会計表示が適正であるか否かを判断する為の基準に対して、拍車をかけた。専門家である会計士は、一般に認められた会計原則に従って表示の適正性を証明し、Continental 社の財務諸表における被告人の意見は、これらの文言の中にその表示をしている。然し乍ら、陪審は、一般に認められた会計原則を無視することができ、それを知らうと願う『通常の理性ある慎重な者』(an average, reasonably prudent person) を

想定した想像上の観点から会計表示を評価すると述べたのである。職業専門基準の無視を許すことについて、裁判所は、この事件の外に重要な誤りがよく行なわれているが、その誤りを以下の如く犯したのである。……独立 Public Accountant の職業専門家による見込と、投資家の願望、又はその他の素人の見方との間の差異に対しても、もっと、一般的な長期にわたる重要なものがある。これらの見込における差異が、一般に認められた会計原則に基づく『適正表示』の意味と素人の見方における『適正表示』の意味との間の差異を、しばしば生じさせている。会計士の業務を評価する場合に、陪審が素人の見込方法を採用する事を認めたので、上訴裁判所の判決は、会計士が教育された基準及び契約した基準とは異なる基準に応じない為に、可能な限り思いきった責任を、会計士に課したものである⁽⁸¹⁵⁾。」

4.2 United States v. Jack L. Clark 事件 (1974年)

一般に Four Seasons Case に関するこの最近の事件は、検察側による監査人の不手際な刑事訴追の実例であり、1972年末に、New York 市で開廷された連邦大陪審 (A Federal Grand Jury) は、アメリカの Four Seasons Nursing Centers 法人の所長及びその役員会の会長である Jack L. Clark を含むその他の特定関係者の外に、Arther Andersen 事務所の経営担当者と 2 人のパートナーを起訴したのである。Arthur Andersen 事務所は、1969年 6 月 30 日現在までの 3 年に亙る問題期間中、通年監査人であったのであり、監査人の監査証明後短期間に崩壊し、破産したので、SEC は、1970年 5 月に調査を開始したのである。要するに、連邦制定法にもとづく詐欺及び共同謀議の責任を負わせる 2 つの申立が監査人に対してなされたのである。

1. 通年企業監査責任を負わされている業務担当者 Kenneth J. Wahrman は、「重要な点につき、虚偽及び誤謬のあることを認識していながら」その報告事項に関する何の明細もなく、1968年 6 月 30 日現在の通年財務諸表の適正無限定意見の交付を認める申立をしていたのである。

2. 申立によれば、通年担当職員の Jack L. Clark と James P. Linn は、1968年 6 月 30 日現在の通年会計年度末利益を著しく過大表示する為に創作した百万ドルの虚偽、架空、不存在の工事費を産み出す原因となったのである。又申立によれば、Arther Andersen 事務所の職員、Kenneth J. Wahrman, Edward J. Bolka と Jimmie E. Madole は、その工事費を認め、それが虚偽であることを認識していながら、その虚偽工事費に基づく利益を報告する為の Arthur Andersen 事務所の意見書を交付したのである。

この事件の重要な意味は、(1). それが Continental Vending 社事件によって作り出された幾らか敵愾心のある雰囲気の中で、Accountants の刑事責任に対する成功裡な防御を示した事を意味するものであり、(2). Accountants に不利に決定された初期の事件から、判決及びその解釈の擁護による成功裡な利用を意味するものであり、又(3). 新しい不確定分野における責任を排除するのに必要な注意義務及び行動基準を定める為に、更にそれ以上の手段が採られた事を意味するものである。皮肉にも合衆国検事として第 2 の Continental Vending 社事件における被告人会計士を成功裡に起訴した者が、現在では、この被告人を無罪にする為に、Auther Andersen & Co. と被告人会計士の弁護士となったのである。この事件の本質は、完成基準の割合で利益を報告する分野における一般に認められた会計原則の存在とその適用を意味し、工事費割合額の重要なものが、この勘定の中に含まれていたのである。検事側は、監査人によるこれらの工事費割引額の取扱、及び完成方法の実質的割合の適用について、実際の職業専門の意見の相違があると主張したのであり、更に、これらの取扱及びその方法が、1969年度の利益を水増しする為に用いられたこと及び、故意にその水増しを原因とする虚偽財務諸表を証明したことを、会計士は「認識している」と検事側は主張したのである。Accountants による防御は、(1). Continental Vending 社事件によって確立された刑事上の有罪判決という先例、(2). 詐欺意思又はその詐欺認識の慣例による証拠の欠缺、及び(3). それを意味する額の具体性の欠缺に基づいたのである。

刑事上の有罪判決の先例について、被告人会計士は、次のように主張した。即ち「Simon 事件における事実の適正な見方は、それがここでは、起訴先例のないことを示すものである。事実、我々が申し上げるように、この事件の見方は、ここに会計士が起訴されるべきではないという結論を支持する。……会計上の意見の相違に基づいてなされた起訴理論は、指導的且つ、基礎的先例である合衆国対 Simon 事件に於て検事側のとった見解の完全な撤回の構成要素となるものであろう。この事件に於て、検事側は、会計士が、その同輩の意見によってのみ判断されるべきであるとする被告人の主張を克服する為に、非常に苦しい立場に立たされる事になる。ただ単に、会計上の意見が、会計士を支持する為だけのものであって、会計士が刑事訴追を逃がれ得ない Simon 事件において、確かに検事側が正しければ、その時には、単純に、いずれかの会計士の会計上の意見がなされないために、会計士が有罪となるという主張はされるべきではない。……このように、Simon 事件における被告人は、問題の

監査を通して、会計士のなした意思決定につき、専ら、他の職業専門家の意見を参考にして、詐欺に関する会計士としての有罪又は無罪が決定されなければならないものと主張するのである。これは確かに、我々の主張する議論には、法における基礎がないという事であった。そこで、単純に、会計士の同輩の意見がその会計士を支持しているという理由だけで、正に、一人の会計士としては無罪とされるべきではなく、単純に、会計士の同輩の一人又はそれ以上の者の意見がその会計士を支持していないという理由だけで、一人の会計士が有罪とされるべきではないと、我々は申し上げているのである。更に、会計士は、次の事件を示すことができる。即ち……U. S. v. Jack L. Clark 事件における内部者との陰謀、即ち共同謀議、賄賂の支払、その他の点における不実の直接証拠は存在しない。又我々は、詐欺の情況証拠を知っていない。嘘偽りは語らない。業務報告書は偽造していない。虚偽の証明は発行していない。重要な矛盾は存在しない。……不正については、我々の知る限り、会計士の単純に出来る「悪事」は、他の幾人かの会計士が誤謬をしたと思う事ぐらいである。しかし、我々の注目するように、このような批判的な考え方の基礎が、会計士の頭の中で、全く文字通り、Simon 事件を裏返すだろうと、専ら言い続けるであろう。」

重大な問題は、おそらく、この事件の成り行きに対して批判的ではないだろうけれども、最初に議論された有名な民事証券法事例にそって、この被告事件は処理されることになる。Bar Chris 事件における McLean 判事という言葉を用いれば、「この民事事件によって重大な利益の過大表示をする誤りは、発生するはずがなく、従って、通年の証明済所得数値が実際には、適正に表示されていることを、被告は示そうとしているのである」といえるであろう。

この United States v. Jack L. Clark 事件における監査人の成功裡な姿勢は、次のように要約できる。「会計士が不実を犯したという外部からの証拠がない為に、即ち、各種の存在額とは異なる額の決定が意識的に詐欺となるという外部からの証拠がない為に、我々は、起訴を決定する為の証拠基礎、裁判基礎を発見できない。この結論を達成する為に、我々は、一般に認められた会計実務の漠然とした概念の背後に隠れようとはしない。我々は、会計士が、職業専門家の同輩についてのみ、又職業専門家の規則集に関してのみ、判断し得る特権階級であるという議論はしない。それにも拘らず、我々は、会計士は、他の者と同じ人間であり、詐欺に対する可能な限りの責任は、会計士でない者に関して判断されるのと同じように、判断されるべきであると主張する。他の者について

言えば、本件における会計士が不正を犯しているだろうという場合には、その会計士が詐欺を犯しているという意味とはならない。もしなるとすれば、故意に不正を犯していても、意識して不正を犯していても、不正な判断は詐欺であるということになるのである。」このような態度は、Continental Vending 社事件において、AICPA の採った態度とは、幾分か、意を異にするものであることは明瞭である。

5. 制定法に基づく会計士責任の総括

本稿の初めに議論された各種の事件は、監査人の直面する法的責任状況に於て、又会計実務及び監査実務に於いて、長期間実施された職業団体に対する最も重要なものである。一般の第三者責任及び特別な連邦証券法責任が最も急速に拡大された会計士の法的責任の分野であることは、明瞭である。この拡大は、現在、Public Accountants の直面しなければならぬ極めて現実的刑事責任の存在可能性を意味するものである。

5.1 1933年法に基づく会計責任の総括

会計士に対する最もむずかしい制定法上の民事責任規定がこの法律の内容とされている事には疑いがなく、この法律にもとづく登録書類によって保護されている第三者証券購入者は、登録書類の一部分としての財務諸表を証明した会計士を訴えることができる。このような場合、この第三者には、会計士側の詐欺又は過失さえも立証する必要がなく、又この第三者がその財務諸表を信頼していた事を立証する必要もなく、ただ、その証明済財務諸表が虚偽であり、重要な事実を書き落していた事だけを立証すればよいのである。この制定法の規定に基づいて訴えられた会計士は、その財務諸表には、第三者に対する直接の損害原因がなかった事、即ち、彼の監査行為及び財務公開の伝達には相当の注意を払っており、過失がなかったことを確信的に立証しなければならないのである。この注意基準は、Common Law における第三者責任の為の必要基準よりも高いものであり、多くの場合に、この注意基準を遵守することは困難なことである。然し乍ら、この法律は、通常の慎重な投資家に対して理解できる言葉で情報を伝達し、且つ、合理的に、信頼されるものであることを判然と規定しているのであるから、職業団体の基準に対する遵守だけでは、相当の注意義務を履行したことを、十分立証したことにはならないのである。更に、監査日と証明日との間に発生した情報については、本質的には、その期間中に発生した情報に対する責任を負わされながら、その財務諸表の証明日以降登録日まで、会計士の責任が拡大されるのである。この制定法に基づき決定された若干の事件があるけれども、1つ

の重要な事件（Bar Chris 事件）を含む多くのものは、財務諸表日と登録書類の効力発生日との間の期間に焦点を合わせている。これがこの法律に基づく会計士の法的責任に対する重要な期間である。

5.2 1934年法に基づく会計責任の総括

この制定法に基づく各種の規定における責任は、Common Law による第三者責任の現況と平行しており、万一、その監査人が相当の注意を払った後に発見された事実又は事項が、その会計士に責任を負わされるべき証明済財務諸表に影響を与え得るものであれば、その監査人が相当の注意を払った後に発見された事実、又は事項の財務公開が必要とされる事は、重要な先例事件（Yale Express 事件）では、明瞭とされたけれども、一般に会計士の責任は、専ら、彼の業務完成日まで拡大されるのである。第三者には、会計士側における過失又は詐欺（専ら、証明済財務諸表が虚偽であり、誤解を招くものであるという事）を立証する必要がないけれども、Ultramares 事件に於て決定されたと同様の重過失が、1934年法に基づいて負わされる注意義務の基準である為に、「認識せず履行したものであり」、且つ、「誠意をもって履行したものである」という制定法による防御が会計士には与えられているのである。証明済財務諸表にもとづく信頼は、訴訟を提起した第三者によって立証されなければならないが、Hochfelder 事件の裁判所によるこの1934年法規定の解釈と出訴期限法規定の解釈によれば、会計士に与えられたこの制定法による保護は、有意義に縮小されている。裁判所は、信頼を極めて一般的な関係として解釈しており、出訴期限法については、原告における衝撃を軽減する為に、“tolling doctrine”（財務公開後の変更事項を利害関係者に公開する主義）を採用している。1934年法に基づく活動として、本法の所謂「黙示的責任」規定の第三者による使用傾向の増加が明瞭になって来た。最も重要な先例事件では、他の法律に基づいては承認され得なかった会計士に対する訴訟の基礎として、SEC により規制された黙示的責任におけるルールと共に、1934年法の更に厳格な規定に基づき、この法律の条項が適用されたのである。本質的には、監査人は、この制定法の条項に明白に規定されている違法行為の「教唆者」であり、「幫助者」であるものとして、責任を負わされるのであり、法律上は、この1934年法の条項を根拠として責任を負わされるのである。潜在的には、会計士は、他の者の詐欺の発見を失敗した為に、教唆者であり、幫助者であるとされ得るのであるから、この黙示的責任条項は、拡大の発生すべき会計士の制定法責任の将来の拡大基礎を提供するものと思われる。

5.3 制定法に基づく刑事責任の総括

この刑事責任は、潜在的には、監査人に対する法的責任の最も新しい、最も厳粛な拡大を示すものであり、会計士が事実上、虚偽又は誤解を招く財務諸表を認識し、十分意識して証明したものである事がわかれば、Continental Vending Caseのように、刑事上起訴すべき檢察側の意思を明瞭にしたものがある。多くの訴訟は、詐欺法、郵便詐欺法、又は共謀法に基づくものである。監査人には、詐欺から直接利益を享受すべき必要はなく、ある依頼者を記憶していることが望ましいほか、Continental Vending 社事件のように、以前の違法行為を隠すことが望ましい場合には、十分な詐欺に対する動機の発見できることが、現在では、明瞭となったのである。職業団体の一般に認められた監査基準と会計原則の遵守だけでは、刑事上の詐欺の責任に対する完全な防御とはならない(例えば、Continental Vending 社事件)が、しかし、(例えば、Four Season 事件の場合における)成功裡な防御は、「合理性ある者」(reasonable man)の検査に基礎をおくものであり、慣例的指揮の欠如、動機となる詐欺的意思を含む、詐欺行為の状況証拠に基礎をおくものである。刑事事件の増加と民事事件の増加との間には、必然的な関係は存在しないけれども、それにも拘らず、会計士に対する刑事訴訟の開始は、第三者に対する民事訴訟を助長し、これらの第三者訴訟が威力を示す雰囲気を与える事は事実である。成功裡な刑事訴訟は、民事事件における有益な証拠を暴露する場合の補助となり得るし、又民事事件の裁判所外の和解を助長さえも為し得るのである。

参考文献

- 1) Securities Exchange Act of 1934, U. S. Code, Title 15, Section 78ff (1970).
- 2) Ibid.
- 3) Ibid., Section 11
- 4) Ibid.
- 5) Saul Levy, Accountants Legal Responsibility, New York : AICPA, 1954, pp.46-47.
- 6) Escott v. Bar Chris Construction Corp.事件 (Southern District of New York 1968) における虚偽表示及び不作為行為に関する裁判所の判定総括。

1. 1960年度の利益

(a)売上高

内容説明書による売上高	\$ 9,165,320
適正数値による売上高	<u>8,511,420</u>
過大表示	\$ 653,900

(b)純営業利益

内容説明書による純営業利益	\$ 1,742,801
適正数値による純営業利益	<u>1,496,196</u>
過大表示	\$ 246,605

(c) 1株当りの利益

内容説明書による1株当りの利益	\$ 75
適正数値による1株当りの利益	<u>65</u>
過大表示	\$ 10

2. 1960年度の貸借対照表

流動資産

内容説明書による流動資産	\$ 4,524,021
適正数値による流動資産	<u>3,914,332</u>
過大表示	\$ 609,689

3. 財源の選択手段による1960年12月31日現在の偶発債務

内容説明書による偶発債務	\$ 750,000
適正数値の偶発債務	<u>1,125,795</u>
過小表示	\$ 375,795

直接債務として表示しなければならない基本路線
\$ 325,000

4. 1961年4月30日現在の偶発債務

内容説明書による偶発債務	\$ 825,000
適正数値	<u>1,443,853</u>
過小表示	\$ 618,853

直接債務として表示しなければならない基本路線
\$ 314,166

5. 1961年3月31日終了の4半期の利益数値

(a)売上高

内容説明書による売上高	\$ 2,138,445
適正数値	<u>1,618,645</u>
過大表示	\$ 519,810

(b)総利益

内容説明書による総利益	\$ 483,121
適正数値	<u>252,366</u>
過大表示	\$ 230,755

6. 1961年3月31日現在の売掛金

内容説明書による売掛金	\$ 6,905,000
適正数値	<u>2,415,000</u>
過大表示	\$ 4,490,000

7. 1961年3月16日における会社役員への貸付金未償還額を開示しないもの
\$ 386,615

8. 内容説明書に表示しない方法で売上収益を開示しないもの
およそ \$ 1,160,000

9. 1961年5月における将来の債務を開示しないもの過大
\$ 1,350,000

10. Bar Chris が既に関与しており、実際に営業活動に従事している事実を開示しないものがある。

7) 証券取引委員会規則。

- 8) Escott v. Bar Chris Construction Corp. (1968).
- 9) Securities Exchange Act of 1934, U. S. Code, Title 15, Section 78ff (1970).
- 10) Ibid., Section 18.
- 11) Ibid., Section 10 (b).
- 12) Accounting Review, 52. April 1977 pp.360-368.
- 13) Securities Exchange Act of 1934, op. cit., Section 17 (a).
- 14) 出訴期限法の開始は、原告がその詐欺の存在の認識又は推定上の認識を得る時までは、その適用を据置くべきであるという原理は、衡平法上有効な原理として知られている。それは、ここでは原告の利益のために適用されたものである。
- 15) The Journal of Accountancy (May, 1970), pp.71-72.

(受理 昭和57年1月16日)